

【 全国の消費生活条例における「つけ込み型」「困惑型(不退去・退去妨害除く)」不当勧誘に関する行為規制の状況 】

都道府県	条例名	掲載場所	つけ込み型	困惑型(不退去・退去妨害除く)	
1 北海道	北海道消費生活条例	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/ki/soku.htm	年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	別表(第3条の2関係)2(2) →1~6号に威迫・執り等の具体的な困惑類型の規定あり	別表(第3条の2関係)4
2 青森県	青森県消費生活条例	http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c0010512001.html	消費者の知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例第17条第1項第1号 12 5から11までに掲げるもののほか、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 →5~11号に威迫・執り等の具体的な困惑類型の規定あり	不当な取引行為の指定1項
3 岩手県	岩手県消費生活条例	https://www3.e-reikin.jp/iwate-ken/d1w.reiki/417902100022000/000MH/417902100022000MH.html	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	17条1項1号、規則2条1項14号 (8) 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執りように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (9) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して執りように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (10) 消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (16) 商品又は役務を販売する目的で、親切な行為その他の無償又は著しい廉価の商品又は役務の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執りように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (17) 商品又は役務の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執りように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	17条1項1号、規則2条1項14号、規則10、16、17号等
4 宮城県	宮城県消費生活条例	http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/219518.pdf	商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不十分、又は判断力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	施行規則3条6号 十二 前各号に掲げるもののほか、消費者を威迫し、執りように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させること。 →1号、3号、5号、9号に威迫・執り等の具体的な困惑類型の規定あり	施行規則3条、規則13.5.9.12号
5 秋田県	秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/pref.akita/reiki_honbun/u600R/G00001150.html	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	不当な取引方法の指定1項14号 八 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引して、執りように説得し、又は威圧的な言動等を用いること。 九 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所に誘引して、執りように説得し、又は威圧的な言動等を用いること。 十七 商品の代金又は役務の対価に関して、消費者が金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執りように勧めること。	不当な取引方法の指定1項8、9、17号
6 山形県	山形県消費生活条例	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyooenergy/021006/syohuizyorei/kokuzi.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例12条1項の規定による指定1条15号 (12)威圧的又は畏怖させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (18)路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執拗に説得して、又は威圧的もしくは困惑させるような言動を用いて、その場に引き留め、もしくは営業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例12条1項の規定による指定1条12号、18号
7 福島県	福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/25485.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしない等消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為	規則8条6号 一 消費者若しくはその親族その他消費者と密接な関係にある者(以下「親族等」という。)の生命、身体、自由若しくは財産に害を加え、又は害を加えるおそれを抱かせる行為 四 消費者又はその親族等の私生活に関する事項を流布する旨を告げる等消費者におそれを抱かせる行為 七 消費者からの要請がないにもかかわらず、商品等の購入資金に金銭の借入れ、信用の供与を受けることを執りように勧める行為	規則8条1、4、7号
8 茨城県	茨城県消費生活条例	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/kyo/syose/sodan/2/orikum/documents/hutoutorihiki.pdf	未成年者又は高齢者等の判断力、知識、経験等の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不当取引行為の指定1項6号 ① 消費者の意に反して長時間居座するなど執りよう、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 ② 道路その他の公共の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、長時間にわたるなど執りよう、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不当取引行為の指定2項1.2号
9 栃木県	栃木県消費生活条例	http://www.pref.tocigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e101131401.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不適正な取引行為の指定に関する規則別表1(15) (4) 威圧的な言動等を用いて、又は消費者の意に反して長時間にわたり反復して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不適正な取引行為の指定に関する規則別表1(4)
10 群馬県	群馬県消費生活条例	http://www.pref.gunma.jp/05/c0910018.html	消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則別表第一-14号 十 路上その他の公共の場所において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまどって、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 十一 消費者の意に反して、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、業務を行っている場所に、又は執りように長時間、電話をし、訪問する等迷惑を覚えさせる方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 十二 消費者を威圧するような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 二十三 商品の販売等に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、消費者に反復継続して執りように商品の販売等をする契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則別表第一-10~12、23号
11 埼玉県	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	https://www.pref.saitama.lg.jp/seikouan/syorei/documents/ki/soku280401.pdf	高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則1条17号 七 道路、駅等において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまどうことにより、その場で、又は営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 八 前号に掲げるもののほか、威圧的な言動等を用いることにより、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則1条7、8号
12 千葉県	千葉県消費者保護条例	https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/syohu/oshirase/documents/syouth-shishin.pdf	消費者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	条例20条1項2号、規則 四 消費者を威迫して困惑させ、若しくは迷惑を覚えさせるような方法で、又は消費者を心理的に不安な状態に陥れる若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	条例20条1項4号、規則
13 東京都	東京都消費生活条例	http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10111661.html	商品又はサービスに係る取引に際し、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約を締結させること。	規則5条の2-4号 一 消費者を威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 四 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書等を作成して、執りように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 五 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執りように説得し、又は消費者を威迫して困惑させ、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 六 商品又はサービスに係る取引を行う目的で、親切行為その他の無償又は著しい廉価のサービス又は商品の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執りように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 七 商品又はサービスの取引に係る資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執りように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則7条1、4~7号

都道府県	条例名	掲載場所	つけ込み型	困惑型(不退去、退去妨害除く)
14 神奈川県	神奈川県消費生活条例	http://www.pref.kanagawa.jp/cont/f370229/p503503.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為	別表第3・2号 3 事業者は、消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者に害を加え、消費者を威迫し、又は困惑させる等消費者の自由な意思形成を妨げるおそれがある不当な行為として別表第3に掲げる行為をしてはならない。
15 新潟県	新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_honbun/e4010098001.html	消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例13条1項1号ニ該当する不当な取引行為7号 (7) 威圧的な言動等を用いて消費者を威迫し、又は消費者若しくはその親族等の生命、身体又は財産に危害が加えられるおそれを消費者に抱かせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
16 山梨県	山梨県消費生活条例	http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_honbun/a500RG00000340.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則3条7号 一 威圧的な言動を用いて、又は長時間にわたり、反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような手段で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 四 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所若しくはその他の誘引した場所で、執ように説得し、又は威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 五 親切な行為又は無償若しくは著しい廉価の商品又は役務の供給を行うことにより、消費者の心理的な負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
17 長野県	長野県消費者保護対策要綱	https://www.nagano-shohi.net/torikumi/pdf/jyourei/kisoku-kouhu.pdf	年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表27号 (9) 消費者を威迫するような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (12) 道路その他の公共の場所において消費者を呼び止めて消費者の道路に立ちふさがり、又は消費者につきまとして、消費者の意に反して、しつぱうに説得して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (13) 消費者の要請がないにもかかわらず、又は消費者に冷静に検討する時間を与えず、しつぱうに説得して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
18 富山県	富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/0004054/00079668.pdf	消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表区分1・10号 (13) 商品等の購入資金に関し、消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比して過大に、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (20) 消費者を威圧するような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
19 石川県	石川県安全安心な消費生活社会づくり条例	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/shouhi/jourei/documents/hutekisei.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条別表1・15号 10. 困惑させるような言動による勧誘等 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して説得し、又は早期若しくは深夜に電話をかけ、若しくは訪問する等の困惑させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 12. 威圧的な言動による勧誘等 威圧的又は恐怖させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 18. 路上等における強引な勧誘等 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得して、又は威圧的若しくは困惑させるような言動を用いて、その場に引き留め、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
20 福井県	福井県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukaikou/jyoureikisoku/rokukisienkouka.html	消費者の判断力の不足に乗じて、または消費者の知識、経験および財産の状況に照らして不適当と認められる方法で、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為	規則5条別表1・15号 7 消費者が契約を締結しない旨の意思を示したにもかかわらず、長時間にわたって、もしくは反復して勧誘し、または早朝、深夜その他の社会通念に照らして不適当と認められる時間に、消費者の住居もしくはその業務を行っている場所(以下「住居等」という。))に電話をかけ、もしくは消費者の住居等を訪問して、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為 9 消費者が契約を締結しない旨の意思を示したにもかかわらず、消費者を威迫して困惑させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為 18 消費者の意に反して、公衆の出入りする場所において、執ように勧誘し、もしくは威迫して困惑させるような言動を用いてつきまとい、またはその営業所、事業所その他の公衆の出入りする場所以外の場所に消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為
21 岐阜県	岐阜県民の消費生活の安定及び向上を促進する条例	http://www3.e-reikin.jp/gifu-ken/houkikishu/41990250022600000000/41990250022600000000/41990250022600000000.html	消費者の取引に関する知識又は能力の不足等に乗じて、取引の内容、条件又は仕組みについて必要な説明をしないで、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがあるにもかかわらず契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則3条2項の規定する不当な取引方法に該当する方法14号 6 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復継続して、又は強引な方法若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 7 住居、勤務先等を訪問し、又は電話等により営業所その他の場所に誘引して、執ように、又は消費者を欺き、若しくは威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 9 道路、駅その他多数の者が往来し、又は来集する場所において、消費者を呼び止めて消費者の意に反して、その場で、若しくは営業所その他の場所へ誘引して、執ように若しくは威圧して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 10 消費者を威迫して、若しくは消費者の生命、身体、財産若しくは運命に対する不安その他生活上の不安を殊更あおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 11 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
22 静岡県	静岡県消費生活条例	http://www1.g-reiki.net/reiki646/reiki.html	消費者の取引に関する知識、判断力等の不足に乗じて、消費者に著しい不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例25条1項の規定による不当な取引行為の指定1項12号 (8) 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、威圧的な言動等を用いて、又は契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (11) 商品等購入資金等に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、執ように貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (17) 住居、勤務先等を訪問し、又は電話等により営業所等に誘引して、執ように、又は消費者を欺き、若しくは威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
23 愛知県	愛知県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/31764.pdf	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則2条14号 (8) 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (9) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (11) 長時間にわたり、反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (17) 商品の代金又は役務の対価に関して、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

都道府県	条例名	掲載場所	つけ込み型	困惑型(不退去、退去妨害除く)
33 岡山県	岡山県消費生活条例	http://reiki.pref.okayama.jp/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\efserv\2\ss000007\ANGUEST&TID=2&SYSID=922	(8) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則別表二8号 (1) 威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり反復する等の迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (2) 商品又は役務の取引に関し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、消費者を訪問することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (3) 商品又は役務の取引に関し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (4) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書等を作成して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (5) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (6) 商品又は役務を取引する目的で、親切行為又は無償若しくは著しい廉価の役務若しくは商品の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (7) 消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにおおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (8) 商品又は役務の取引に関し、当該消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのよう告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (9) 商品又は役務の取引に関し、主たる取引目的以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (10) 消費者の意に反して、早期若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
34 広島県	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例	http://www3.e-reikin.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/417902501103000000MH/417902501103000000MH/417902501103000000MH.jhtml	5 未成年者、高齢者等の判断力の不足に不当に不利益と認められる内容の契約を消費者に締結させること。	不当な取引行為の指定4項5号 一 1 商品又は役務の売買又は提供に係る契約(以下「契約」という。)の締結について、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、若しくは電話その他の通信手段により勧誘するに際して、目的を消費者に偽り、若しくは秘匿し、又は長時間にわたる勧誘や執ような勧誘を行うなど消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いること。 三 1 契約の締結又はその勧誘に際し、消費者の生命、身体、自由若しくは財産に害を加え、消費者を威迫し、又は消費者若しくはその親族等の不幸を予言するなどして消費者に不安を抱かせること。
35 山口県	山口県消費生活の安定と向上に関する条例	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/a/07ad61008ac9a112a68e4071fc4389f6.pdf	第2号(重要事項不告知・不実告知・判断能力不足類型) (7) 高齢者その他の消費者の判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益を与えることとなる契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。	不当な取引方法第2号2 第3号(威迫・困惑・心理的負担類型) 消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用い、消費者を威迫し、又は消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 3 条例第11条の第2項第3号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用い、又は威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 一(1)、(4)、(5)～(7)において、威迫、執よう等の困惑類型の規定あり
36 徳島県	徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例	http://our.pref.tokushima.jp/reiki/honbun/o01RG0001243.html	八 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 九 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安を殊更におおること等により消費者を心理的に不安な状態に陥れた上で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則2条8号 十 長時間にわたり、反復して、又は早期若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十五 消費者を電話等により営業所その他の場所へ誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十六 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十八 商品の代金又は役務の対価に関して、金融機関等からの借入れその他の信用の供を受けることを執ように勧め、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
37 香川県	香川県消費生活条例	https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakui/hoki/d1w_reiki/350902100019000000/3509021000000000/35090210001900000000.htm	13 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせずに、消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 14 生命、身体、財産、運命等に関し、消費者を心理的に不安に陥れるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表一、ル、タ 9 長時間にわたり、若しくは反復して電話し、若しくは訪問して、又は威圧的な言動等を用いて消費者を困惑させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 11 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、威圧的な言動等を用いて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 16 消費者の意に反して、早期、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話し、訪問する等の消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
38 愛媛県	愛媛県消費生活条例	http://www3.e-reikin.jp/ehime-ken/d1w_reiki/350902100039000000MH/350902100039000000MH/350902100039000000MH.jhtml#JUMP_SEQ_155	10 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、商品又は役務に関する重要事項について必要な説明をしないで、消費者に著しい不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 11 消費者の健康、財産、運命又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更に覚えさせるおそれのある言動等を用いて、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表2・10号、11号 1 威圧的又は困惑させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 2 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 4 消費者の意に反して、早期、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話をし、又は訪問する等消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 7 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引してその場につき留め、威圧的若しくは困惑させるような言動等を用いて、又は執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
39 高知県	高知県消費生活条例	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/files/2009022400216/2009022400216.www.pref.kochi.lg.jp_uploaded_attachment_1359.pdf	ス 消費者の取引に関する判断力不足に乗じて、消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 セ 生命、身体、財産、運命等に関し、消費者を心理的に不安に陥れるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表(1)ク、コ、タ ク 長時間にわたり、若しくは反復して電話し、若しくは訪問して、又は威圧的な言動等を用いて消費者を困惑させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 コ 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、威圧的な言動等を用いて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 タ 消費者の意に反して、早期、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話し、又は訪問し、消費者がその住居又は勤務先等から退去するべき旨の意思を示したにもかかわらずこれらの場所から退去しない等の消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

都道府県	条例名	掲載場所	つけ込み型	困惑型(不退去、退去妨害除く)
40 福岡県	福岡県消費生活条例	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhi-hourei.html	三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為 イ 消費者に威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ロ 消費者の意に反して早期若しくは深夜又は消費者が正常な判断をする能力若しくは経験の不足が困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 リ 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金銭の借入れその他信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ニ ロからリまでに定めるもののほか、長時間にわたり、若しくは反復し、消費者を威迫し、若しくは困惑させる方法で契約の締結を勧誘し、又は消費者が契約を締結する意思がない旨の意思の表示をしているにもかかわらず、消費者を威迫し、若しくは困惑させる方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表三・イ、ロ、リ、又
41 佐賀県	佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例	http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG0001247.html	(6)消費者がその取引に関して知識、経験等が不足し、又は消費者の判断力が不十分であることに乗じて、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (8)消費者又はその親族等の健康又は将来の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (10) その販売が主たる目的ではない商品等を意図的に無償又は著しく低価格で提供することにより、消費者を合理的な判断ができない状態に陥れて、商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則5条6号、8号、10号
42 長崎県	長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.nagasaki-shouhi.jp/system/ijoyoure711.pdf	条例第24条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関する方法であって、消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて、消費者に虚偽の事実を告げること、消費者に取引を強要すること等消費者の利益を害するおそれがあるものを、不当な取引方法として指定することができる。 1993年長崎県告示711号 不当な取引方法 10 未成年又は高齢者等の判断力、知識、経験等の附則に乗じて契約の締結を勧誘すること。	条例24条に基づく不当な取引方法の指定10号
43 熊本県	熊本県消費生活条例	http://www1.g-reiki.net/kumamoto/act/frame/frame110000783.html	(25)消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (20) 商品等の販売をする目的で、親切を装い、同情を誘い、又は検査、点検その他の役務若しくは商品を無償若しくは著しく低い対価で提供することにより、消費者の心理的な負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (21) 消費者の不幸を予告する等消費者の健康又は将来の不安その他の生活上の不安をことさらにあおることにより、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (22) 消費者を集め、主たる販売目的以外の商品等を、意図的に無償又は著しく低い対価で配布することにより、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則1条の2・25号、20号、21号、22号
44 大分県	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/pref.oita/reiki.html	四 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十五 主たる目的以外の商品等を意図的に無償又は低価格で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十六 商品等を販売する目的で、検査等の役務又は商品を無償又は著しく低価格で提供することにより生ずる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十七 消費者の健康、財産又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更にある言動等により、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表一4号、15号、16号、17号
45 宮崎県	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www3.e-reikinnet.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/354902100029000MH/354902100029000MH/35490210002900000MH.jhtml	(11)未成年者、高齢者等に対し、その取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (19) 消費者の不幸を予告し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (21) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しく低い対価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条・11号、19号、21号
46 鹿児島県	鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/pref.kagosima/reiki_honbun/q701RG00000364.html	(16)消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (8) 消費者の不幸を予告する等して消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおることにより、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条16号、8号
			(14) 路上、駐車場その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で若しくは消費者につきまとい、又は営業所その他の場所へ誘引して、執ように、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (15) 前号に掲げるもののほか、威圧的な言動等を用いることにより、消費者を困惑させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (16) 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して契約の締結を勧誘する行為 (23) 消費者の意に反して、早期、深夜若しくは勤務中に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者に電話をし、又は消費者を訪問して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則1条の2・14号、15号、16号、23号
			十一 路上その他の場所において消費者を呼び止め、又は消費者を電話等により呼び出し、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十三 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 十四 威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり反復して、若しくは早期若しくは深夜に電話をかけ、若しくは訪問する等の困惑させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表一11号、13号、14号
			(5) 早期、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話をかけ、又は訪問する等の消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (13) 消費者の意に反して長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘する行為 (14) 威圧的な言動等を用いて、又は契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (15) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (20) 無料検査、親切行為その他無償又は著しく低い対価で主たる販売目的以外の商品等を提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条・5号、13号、14号、15号、20号
			(6) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、執ように、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (7) 威圧的な言動等を用いることにより、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (9) 商品等の販売をする目的で、検査等の役務又は商品を無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的な負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (11) 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘する行為 (12) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (14) 消費者の意に反して、早期、深夜若しくは勤務中に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条6号、7号、9号、11号、12号、14号

都道府県	条例名	掲載場所	つけ込み型	困惑型(不退去、退去妨害除く)
47 沖縄県	沖縄県消費生活条例	http://www.pref.okinawa.jp/reiki/41890210002100000000/418902100021000210000000/418902100021000210000000_btk0.html	<p>(7)消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は高齢者、未成年者その他の者の判断力の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること。</p> <p>(4) 消費者の不幸を予言若しくは示唆し、又は健康若しくは老後の不安、経済的な不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安定な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>(5) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>(6) 親切行為により、又は販売目的以外の商品等を無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>(1) 消費者を威迫して困惑させ、又は正当な理由なく不適當な時間帯に、又は正当な理由なく長時間にわたり、又は執ように何度も、又は消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまとう等の迷惑を覚えさせるような仕方、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>(11) 消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>

(注1) 上記の一覧表は日弁連消費者問題対策委員会所属の弁護士有志にて作成したものである。
(注2) 「つけ込み型」と「困惑型」の区別は限界事例では難しい。あくまで上記は1つの試案である。